

郡山市エネルギー 3 R 推進事業補助金交付要綱

平成27年4月1日制定

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日最終改正

[生活環境部生活環境課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの推進に向け、一般家庭において電気を創り、省き、及び蓄えることにより、住まいの一体的な二酸化炭素排出量の削減を支援するため、創省蓄エネルギー設備を設置する者に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エネルギー 3 R エネルギーを創り（R e - c r e a t e、リクリエイト）、省き（R e d u c e、リデュース）及び蓄える（R e u s e、リユース）取組みを一体的に行うことをいう。
- (2) 創省蓄エネルギー設備 エネルギーを創り、省き、又は蓄えることができる設備をいう。
- (3) 住所 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により記録されている住所をいう。
- (4) 住宅 専用住宅又は延べ床面積の2分の1を超えて居住の用に供する店舗等の併用住宅をいう。
- (5) 住宅等 住宅、住宅の付帯構造物及び住宅の敷地をいう。
- (6) 建売住宅 補助対象設備が設置された新築住宅をいう。
- (7) 家族 配偶者、子、父母その他の申請者と生計を一にする者をいう。
- (8) 郡山市税 個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(対象設備)

第3条 補助対象設備及びその要件は、別表に定めるものとし、未使用のものであることを要件とする。

(対象者等)

第4条 補助金は、次に掲げる要件を全て満たす者に対して交付するものとする。

- (1) 市内に居住している者又は市内に居住する予定のある者でア又はイのいずれかに該当する者
 - ア 補助対象設備を購入し住宅等に設置する者
 - イ 建売住宅を購入する者
- (2) 第9条に規定する実績報告を提出する日までに、第3条に規定する補助対象設備を設置した住宅又は建売住宅に居住し住所を有すること。ただし、申請者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない者であって、当該申請者の家族が申請者の住宅に居住し住所を有する場合は、この限りではない。
- (3) 対象設備の設置後の状況等について、市が実施するアンケート調査に協力できる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 住宅等を借り、当該住宅等に対象設備を設置する場合

- (2) 郡山市税を滞納している者
- (3) この要綱による補助金の交付を既に受けた者
- (4) この要綱による補助金の交付の対象となった住宅等又は建売住宅に居住し、当該補助金の交付を受けた者と生計を一にする者
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める場合
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象設備の設置に要する経費であって別表に定める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その額は別表に定める額とする。

2 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、エネルギー3R推進事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 同意書(第4号様式)
- (4) 収入印紙が貼付けられた工事請負契約書又は売買契約書で経費内訳が記載してあるものの写し(契約書の本文で対象設備の内容及び金額が確認できない場合は附属書類により確認できること。)
- (5) 設置する補助対象設備の性能を明らかにする書面(メーカーカタログ等)
- (6) 住宅の所在を示す地図及び設置場所の付近見取図
- (7) 申請者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない者である場合は、申請者と生計を一にする家族の住民票の写し
- (8) 店舗等の併用住宅の場合は住居部分とその他の部分の面積が分かる図面
- (9) 住宅等を家族が所有する場合又は共有の場合は、郡山市エネルギー3R推進事業補助金に係る設置承諾書(第5号様式)
- (10) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 補助金の交付の申請は、申請書等を持参する方法により行うものとする。

3 補助金の交付申請ができる期間は、市長が別に定めるものとする。

4 受付した交付申請書の補助額の合計が当該年度の予算額を超える場合は、抽選により補助金の交付を受ける者を決定する。

5 抽選の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(補助金交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号のその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該対象設備の設置を完了した日(建売住宅については、登記が完了した日。第9条において同じ。)の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (3) 市長が必要に応じて行う現地調査に協力すること。
- (4) その他規則及びこの要綱に従うこと。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了した日（対象設備の設置を完了した日）から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 完了届（第6号様式）

(2) 収支決算書（第7号様式）

(3) 対象設備の設置前後の状況を確認することができる写真

(4) 対象設備の設置に係る領収書の写し

(5) 補助金の交付の申請の際に補助対象設備を設置した住宅に住所を有しなかった者は住民票の写し

(6) 建売住宅を購入した者は、登記事項証明書（全部事項証明書）の写し

(7) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 実績報告書等の提出期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）の場合には、その前の休日等以外の日とする。

3 実績報告は、実績報告書等を持参する方法により行うものとする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、規則第17条に定めるもののほか、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（財産処分の制限）

第11条 補助金の交付を受けた者は、規則第20条に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2に規定する財産の耐用年数に相当する期間とする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の郡山市エネルギー3R推進事業補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の補助金から適用し、平成27年度分までの補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の郡山市エネルギー3R推進事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用し、平成28年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条、第5条、第6条関係）

対象設備	設備の要件	補助対象経費	補助額
家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム	<p>次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 定置用のリチウムイオン蓄電池であって、1.0キロワット以上の蓄電池部及びインバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているものであること。</p> <p>(2) 蓄電池部は、リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により発生する電気的エネルギーを供給する充電式のリチウムイオン蓄電池であること。</p>	蓄電池部、電力変換装置（パワーコンディショナ等）、その他付属機器等の購入及び設置工事に要する経費	補助対象経費の 100 分の 25 以内の額とし、 300,000 円を限度とする。
家庭用電気自動車等充電設備	電気自動車等への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能な機器であること。	電力供給設備及び付属品（充電コネクタ、ケーブル等）の購入並びに設置工事に要する経費	補助対象経費以内の額とし、 50,000 円を限度とする。
地中熱利用ヒートポンプシステム	<p>次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 地中の熱（冷熱を含む）を熱源として、その熱をヒートポンプで汲み上げることにより、冷暖房、給湯、融雪用のエネルギーとして利用するもの。</p> <p>(2) エネルギー消費効率（COP）が3.0以上であること。</p> <p>(3) 地中熱交換器（熱交換井を含む。）は適切な深度又は総延長を有し、十分な採熱又は放熱ができるものであること。</p>	採熱井掘削、採熱パイプ、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク、リモコン、配管（熱源水側のみ）、配線及び配線器具の購入並びに設置工事に要する経費	補助対象経費の 100 分の 25 以内の額とし、 300,000 円を限度とする。
家庭用エネルギー管理システム	<p>次の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。</p> <p>(2) 設置した住宅において、その居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測及び蓄積し、電力使用量の「見える化」が図られているものであること。</p> <p>(3) 空調、照明等の一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能を有していること。</p>	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器並びに配線及び配線器具の購入並びに設置工事に要する経費	補助対象経費以内の額とし、 20,000 円を限度とする。ただし、家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム、家庭用電気自動車等充電設備又は地中熱利用ヒートポン

<p>(4) 太陽光発電システム等の創エネルギー機器及び蓄電池等の蓄エネルギー機器との接続機能を有していること。</p> <p>(5) 電力使用量データをクラウドサーバに蓄積するためのデータアップロード機能を有していること。</p> <p>(6) 電力使用量に関わる情報に基づいた省エネを促す情報提供機能を有していること。</p>	<p>プシステムの補助金の交付申請を同時に行う場合に限る。</p>
---	-----------------------------------



年 月 日

郡山市長

申請者 住 所

氏 名

印

(電話 — —)

郡山市エネルギー3R推進事業補助金交付申請書

次の事業について、補助金の交付を受けたいので、郡山市エネルギー3R推進事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

		住宅の区分	既 存 ・ 新 築 ・ 建 売	
補助事業の名称	郡山市エネルギー3R推進事業			
設置場所				
補助金交付申請額	補助対象設備		金 額 (千円未満切捨て)	
	家庭用定置型リチウムイオン蓄電池		円	
	家庭用電気自動車等充電設備		円	
	地中熱利用ヒートポンプシステム		円	
	家庭用エネルギー管理システム		円	
		合 計		円
設置に要する費用	円			
着手・完了予定日	着手	年 月 日	完了	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業実施計画書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 収支予算書（第3号様式） <input type="checkbox"/> 同意書（第4号様式） <input type="checkbox"/> 収入印紙が貼付けられた工事請負契約書又は売買契約書で経費内訳が記載してあるものの写し <input type="checkbox"/> 設置する補助対象設備の性能を明らかにする書面（メーカーカタログ等） <input type="checkbox"/> 住宅の所在を示す地図及び設置場所の付近見取図 <input type="checkbox"/> 申請者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない者である場合は、申請者と生計を一にする家族の住民票の写し <input type="checkbox"/> 店舗等の併用住宅の場合は住居部分とその他の部分の面積が分かる図面 <input type="checkbox"/> 住宅等を家族が所有する場合又は共有の場合は、郡山市エネルギー3R推進事業補助金に係る設置承諾書（第5号様式） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
摘要				

※ 連絡先
 (申請者と同一の場合)
 記入不要)

氏 名
 (代理人名)
 電話番号 — —

事業実施計画書

補助事業の名称		郡山市エネルギー3R推進事業						
設置者	住所							
	氏名	(電話 - -)						
住宅の所有者	住所							
	氏名	(電話 - -)						
設置設備	設置場所							
	メーカー							
	着手・完了 予定日	着手	年	月	日	完了	年	月
施工業者	名称等	(電話 - -)						
	現場代理人	(電話 - -)						
設置建築物	住宅等所有者	1 本人 2 共有 (人) 3 その他 ()						
	住宅の種類	1 専用住宅 2 店舗等併用住宅 (住居部分の面積 m ²) (その他の面積 m ²)						

備考 店舗等併用住宅の場合は、住居部分面積とその他の面積が分かるような図面を添付すること。

第3号様式（第7条関係）

収支予算書

1 収入の部

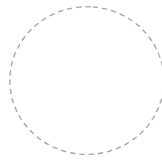
(単位：円)

項目	予算額	摘要
補助金		
自己資金		
計		

2 支出の部

(単位：円)

項目	予算額	摘要
合計		



同意書

年 月 日

郡山市長

申請者 住 所

生年月日

ふりがな

氏 名

印

※氏名の記入は手書きしてください。

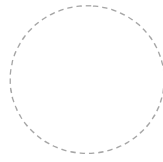
※申請書と同一の印鑑を押印してください。

（電話 — — ）

郡山市の郡山市エネルギー3R推進事業補助金の申請に伴い、郡山市税（延滞金含む）の次の税目について、納付状況（税目・税額・申告の有無等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

【確認税目】

個人	個人市民税（普通徴収）、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
----	---------------------------------------



郡山市エネルギー3R推進事業補助金に係る設置承諾書

年 月 日

郡山市長

承諾者 住 所

氏 名 ⑩

※申請書の押印と異なる印鑑を押印してください。

(電話 — —)

申請者が郡山市エネルギー3R推進事業補助金の交付申請をしている補助対象設備を設置する建築物は、私の所有（共有を含む）に係るものですが、申請者が郡山市エネルギー3R推進事業補助金交付要綱を遵守すること及び法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者が対象設備を設置することに承諾しております。

記

1 設置場所

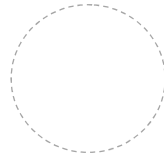
郡山市

2 申請者住所

3 申請者氏名

4 申請者との関係

妻 ・ 夫 ・ 子 ・ 親 ・ その他 ()



年 月 日

郡山市長

住 所

氏 名

印

（電話 - - ）

完了届

年 月 日付け（文書の記号）第 号による補助金等交付決定通知に係る補助事業が完了したので、届け出ます。

補助事業等の名称	郡山市エネルギー3R推進事業
設置場所	郡山市
設置設備	※ 設置した設備の□にレ印を記入してください。
	<input type="checkbox"/> 家庭用定置型リチウムイオン蓄電池
	<input type="checkbox"/> 家庭用電気自動車等充給電設備
	<input type="checkbox"/> 地中熱利用ヒートポンプシステム
	<input type="checkbox"/> 家庭用エネルギー管理システム
補助金等の額	円
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

※郡山市確認欄（下記の日付、確認者欄には何も記入しないでください。

上記補助事業工事の完了を確認しました。

年 月 日

確認者・職氏名

印

第7号様式（第9条関係）

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減		摘要
			増	減	
補助金					
自己資金					
計					

2 支出の部

(単位：円)

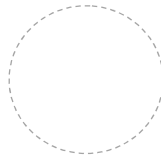
項目	予算額	決算額	増減		摘要
			増	減	
合計					

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

印



年 月 日

郡山市長

申請人 住 所

氏 名 ㊟

(電話 - -)

処分承認申請書

年 月 日付け（文書の記号）第 号による補助金等交付決定通知に係る補助事業により設置した設備を処分したいので、郡山市エネルギー 3 R 推進事業補助金交付要綱第 14 条の規定により申請します。

補助事業の名称	郡山市エネルギー 3 R 推進事業
施工場所	
処分の方法	売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄・その他 ()
処分の時期	
処分の理由	